

# 保険法における他保険契約の告知・通知に関する 一考察

堀 井 智 明

- 一 はじめに
- 二 他保険契約の告知・通知義務をめぐる学説の整理
- 三 他保険契約の不告知・不通知による解除権行使の要件
  - 1 裁判例の概観
  - 2 学説の概観
  - 3 小 括
- 四 裁判例の分析
  - 1 裁判例の分類および要件の分布
- 五 保険法における「重大事由による解除」をめぐる議論
  - 1 保険法制定時における議論および学説
  - 2 「告知義務説」の問題点
- 六 おわりに

## 一 はじめに

損害保険や傷害保険では、実務上、その約款において他保険契約の加入という事実につき契約申込書に他保険加入の有無について告知あるいは通知を求め、これに違反したときには、保険者に契約の解除権発生という効果を与えている<sup>(1)</sup>。この解除権発生の要件の問題については、これまで多くの裁判例が出され、また、多くの論者によって議論がなされてきた。その議論は、約款規定が有効であることを前提として、その趣旨、解除の際の要件を中心になされてきたものの、今なお、その論争には一定の方向性すら見いだされていないのが現状である。そして、二〇〇八年に保険法が新たに成立したが、この新法においては、他保険契約の不告知・不通知があったときの契約解除の要件、そして約款の効力はいかに考えられるか。本稿はこれまでのこの問題——解除の要件——に関する裁判例及び学説の状況を再度検討しながら、新保険法における他保険契約の不告知・不通知による解除についての解釈のあり方や約款条項の有効性について検討を試みるものである。

## 二 他保険契約の告知・通知義務をめぐる学説の整理

まず、これまでの議論を検討する前提として、告知義務の根拠についての議論を整理しておく。告知義務の生ずる根拠については、かつては、契約法理により説明しようとするものと、保険制度の技術的構造(危険率測定)という問題を根拠として説明しようとする立場(危険測定説)<sup>(2)</sup>とに分かれていた。前者はさらに、一般的な契約法理(契約締結上の過失)<sup>(3)</sup>によって基礎付ける立場と、保険契約の特殊的構造(保険契約の射倖契約性・善意契約性)<sup>(4)</sup>によって基礎付ける立場とに分かれるが、現在では、保険制度は保険契約という法律関係により形成され、

保険者と加入者とを契約当事者とする権利義務関係としてとらえられ、契約の効果が制度目的に妥当することが当然に前提にされており、その反面、契約当事者間の衡平といった契約法に固有の理念に基づく効果というものも、制度の中に本来的に包摂されているとして、契約法理による根拠付けと保険技術による根拠付けとは両立する<sup>(5)</sup>、という見解が有力である。

次に、他保険契約を告知事項とした約款規定の有効性については、これを無効とする説と、有効とする説とに分かれる。無効説は、前述の危険測定説に抛り、告知義務とされる事項は危険率の測定上、関係のある重要事項に限られるところ、他保険加入の事実を告知させるべき事項は危険測定に関係のある事実には関係ないから、商法上の告知義務の告知事項に入らず、かかる規定も無効である<sup>(6)</sup>、とする。これに対し、有効説は、このような他保険契約の告知義務の存在意義について、保険者が保険事故招致や保険事故発生の仮装を誘発するモラルリスク対策として、契約締結を回避することによってこれに対処するため<sup>(7)</sup>という理由を挙げ、かかる規定を有効とする。有効説はさらに、商法上の告知義務とはならないが、告知義務に関する規定は強行規定ではないから、モラルリスク防止の観点から、いわば「不真正の」告知義務と解する説<sup>(8)</sup>と、告知義務の対象である重要事項は必ずしも客観的な危険率測定に限らず、モラルリスク等、主観的危険に関する事実も商法上の（「真正の」）告知義務の対象となると解する説<sup>(9)</sup>がある。生命保険においては、古い判例で、他保険加入の事実が告知事項とならない、とされたものがある<sup>(10)</sup>が、その後の裁判例、学説の大勢は、「真正」、「不真正」のいずれかともかく、その約款規定の有効性を肯定している。一方、通知義務を定めた約款規定についても、大多数の学説そして以下に見る裁判例は告知義務と同様、これを有効としている。またその条項中には「故意・重過失」要件が明記されていないが、これについても一般に、告知義務との均衡上、同要件が必要と解されている<sup>(11)</sup>。

### 三 他保険契約の不告知・不通知による解除権行使の要件

#### 1 裁判例の概観

他保険契約の不告知・不通知を理由として、契約の解除が争われたここ二〇年余りの事例を解除権成立の要件やその立証責任の別に整理すると、およそ以下のとおりとなる。なお、検討する裁判例は、傷害保険が中心であるが、一部損害保険も含む<sup>12)</sup>。また、裁判例には判決年月日順に通し番号を付した。

第一の類型は、他保険契約加入の事実につき告知・通知をせず、かつその違反が、保険契約者等の「故意・重過失」<sup>13)</sup>によってなされた場合に保険者による解除が認められるとする裁判例であり、②東京地判昭和六三年二月一八日(判例時報二二九五号一三二頁)、③神戸地判平成元年九月二七日(判例時報一三四二号一三七頁)、⑪水戸地判平成一〇年五月一日(判例タイムズ九九一号二二二頁)、⑫東京地判平成二二年五月一〇日(金融・商事判例一〇九九号四二二頁)がある。

第二の類型は、右の「故意・重過失」要件だけではなく、さらに解除権行使を肯定するための何らかの理由を必要とするとして、保険者が解除権を行使できる場合に絞込みをかけようとするものである。すなわち、約款に他保険契約の告知・通知義務に関する条項があり、附合契約性があるといっても、近年、保険加入の機会の増大により、保険が競合することも珍しくなく、一般には、他保険契約加入の不告知・不通知が重大なものとして認識されていないことから(損害保険の場合は、保険金額は保険契約の目的の価額に限られること、重複保険の規定によって保険者の負担すべき保険金額は分担の方法が定められていること等の理由も加わる)、直ちに保険契約を解除できるのは保険契約者側にとって酷である等々の理由から、「故意・重過失」要件に何らかの加重要件を課し、かつその立証責任は保険者側にあるとするものである。絞込みとして、どのような理由付けをするかについては、

「その不告知が不正（不法）な保険金取得の目的に出たなど、不告知を理由として解除することが（社会通念上）公平かつ妥当と解される場合」に解除可とした裁判例として、①東京地判昭和六一年一月三〇日（判例時報一一八一号一四六頁）、⑤東京地判平成三年七月二五日（判例時報一四〇三号一〇八頁）、⑮神戸地判平成一三年一月二一日（交通事故民事裁判例集三四卷六号一五三八頁）、「保険契約者に保険制度悪用の意図が認められる場合」とした④東京地判平成二年三月一九日（判例タイムズ七四四号一九九頁）、「解除するのに正当な事由があること」とした⑧東京高判平成四年二月二五日（判例時報一四五〇頁一三九頁）、⑱東京地判平成一五年五月二二日（判例タイムズ一一二六号二四〇頁）、「保険契約上の信義則に反し、保険制度の趣旨・目的に悖る事態に限り」解除可とした⑲名古屋地判平成一五年六月四日（交通事故民事裁判例集三六卷三号八二三頁）がある。

さらに、「事案の全体を眺めて、解除権の濫用とならないと認められる場合」に解除可とした⑨東京高判平成五年九月二八日（判例時報一四七九号一四〇頁）、⑩広島地判平成八年二月二五日（判例タイムズ九五四号二四一頁）、⑳青森地裁八戸支判平成一八年六月二六日（判例タイムズ一二五八号二九五頁）という裁判例がある。なお、⑬東京地判平成一三年五月一六日（金融・商事判例一一一九号一六頁）のうち、通知義務違反に関する部分もこれに近い理由付けをしている<sup>15)</sup>。その他、「諸般の事情から不正利得目的または保険事故招致等の道德的危険の存在がある程度具体的に推認される場合」に解除可とした⑦仙台高裁秋田支判平成四年八月三一日（判例時報一四四九号一四二頁）や、「保険者が重複保険の存在を知っていたならば、加入を拒否した場合に限り解除可」とする裁判例として⑯大阪高判平成一四年二月一八日（判例時報一八二六号一四三頁）がある。

第三の類型は、故意・重過失による他保険契約の不告知・不通知があれば原則として保険者は契約を解除できるが、保険契約者側が何らかの反証を挙げた場合には、解除不可とするものである。たとえば、⑥東京高判平成三年一月二七日（判例タイムズ七八三号二三五頁）は、「保険契約者側で保険金を不法に取得し、保険を濫用す

る目的を有していなかったという特段の事情を主張立証したとき」には、解除不可とする。その他、「保険契約者側で重複保険に至った経緯・目的を立証して、告知義務設置の趣旨に抵触しないことを立証した場合」には解除不可とする既出<sup>⑬</sup>判決のうち、告知義務違反に関する部分、<sup>⑭</sup>神戸地判平成一三年一〇月二日（公刊物未搭載）<sup>⑮</sup>、<sup>⑯</sup>名古屋地判平成一五年四月一六日（判例タイムズ一一四八号二六五頁）がある。

## 2 学説の概観

上記裁判例をふまえ、学説及び議論の状況について概観する。議論は、それぞれの要件構成の根拠やモラルリスク対策としての有効性、保険契約当事者間の衡平をどのようにして図るかという論点を中心になされているが、それらは主に上記第二類型に対する批判を軸に展開されているようである。

上記第二類型に与する見解は、上記の裁判例でも判示されているように、保険契約者等に課されている他保険契約の告知義務・通知義務は、保険契約者等らがその存在および違反したときの効果の重大性について認識することが薄いこと、（特に傷害保険では）重複して保険に加入することも珍しくないことに鑑み、故意・重過失の告知（不通知）だけではなく、保険者側において、保険契約を濫用する意図を有していたことの証明が必要であり、それは保険金額総額の過大さ、契約締結日の近接、保険事故発生の態様の異常、保険契約者の職業等の諸要素を十分考慮のうえ判断すべき、と主張するが、これに対し、第一類型に与する論者は、約款の文言が著しく不合理でない限り約款規定に沿った解釈をすべきであり、加重要件を導入すべきでないとして、「重過失」要件を故意に近いものとして厳格に解するほうが、約款の文言にも忠実に認定すべきであるとする。<sup>⑰</sup>あるいは、同じく第一類型に与しながら、故意・重過失の認定については弾力的に認定すべきである、とする見解もある。<sup>⑱</sup>他方、第三類型に与する論者は、「故意・重過失」要件に不正取得目的等の加重要件を付加されることにより、「他保険契約の

告知義務違反に対し、保険者は事故発生の前後を問わず、ほとんど契約を解除することができず、結局、他保険契約の告知義務制度の実効性を失わせること、そして、<sup>(22)</sup> 保険契約者側が告知義務に違反した場合には、契約を拒絶したのと同じ状態を生ぜしめるために何ゆえに保険者は立証上特別の負担をしなければならないのか。」と疑問を呈し、立証責任を転換して、保険者の立証責任の軽減を図るべきである、<sup>(23)</sup> と主張する。

これに対しては、保険契約者側にとっては不法目的、濫用目的がなかったとする消極的証明は容易ではなく、<sup>(24)</sup> 保険者と保険契約者との利益調整のうえで適当ではないという批判がある。その他、第二類型に属する裁判例には、上記事例⑦のように加重要件を、道徳的危険の存在が「ある程度具体的に推認される場合」とすることが、<sup>(25)</sup> 保険者の立証の困難さを緩和するものと評価する見解もある。

以上の議論は、保険者と保険契約者等の衡平を図る方法として、単なる他保険契約の告知・通知の懈怠がある事例のうち、モラルリスクのある場合のみを契約解除の対象として絞り込む方法として、その絞り込みを「故意・重過失」の認定中でなすか、あるいは「故意・重過失」要件とは別に、加重要件を課すかという問題、および、契約当事者間の衡平上、「絞り込みの負担」、すなわち不正取得目的や保険の濫用目的等が存在すること（あるいは存在しないこと）の立証責任を保険者と保険契約者側のどちらに課すのが妥当かという、立証責任の分配の問題が焦点であった。これに対し、「モラルリスク」の排除に際し、これまでの裁判例はいずれも保険事故発生後、しかも故意の事故招致等が疑われるような事例が大半であったことから、他保険契約の告知・通知義務違反の問題も、実務上は、故意の事故招致を立証できないときの予備的手段として用いられていたこと<sup>(26)</sup> に対する批判として、「モラルリスク」防止の意味および告知義務違反の意味を問い直し、要件を客観化しようという観点からの見解が出てきた。すなわち、他保険契約の告知義務とは、保険契約を締結するか否かの決定にあたり、モラルリスク面での判断材料を保険者に提供するためのものであるととらえて、保険者にとっての引受基準を超えている

かどうかという基準を「客観的要件」とし、主観的要件である「故意・重過失」要件と共に、解除権行使の要件とする<sup>(27)</sup>というものである。これは、絞込みのメルクマールとして、これまで「不正取得目的」や「社会通念上公平かつ妥当」、「解除するのに正当な事由があること」等々の加重要件が、ややもすると抽象的で、保険者にとって何を立証すればよいのか必ずしも明らかではなかったのに対し、(少なくとも保険者にとっては)基準を明らかにしたという意味において、その当否はともかくとしても、これまでの議論から、さらに契約解除の具体的な基準について一歩踏み込んだものといえる。

### 3 小括

ここまでの学説における議論を整理すると、およそ以下のようなことが言える。第二類型の立場は保険契約者の保護と安定性を重視し、不正取得目的あるいは濫用目的等を課すが、これに対し、第一、第三類型の立場は、加重要件を強調すると故意の事故招致における立証と大差がなくなり、保険者の負担が重くなること、保険者による簡便な契約解除ができず、モラルリスク防止の機能を損ねること等の理由から、契約締結時の事前的なモラルリスクの防止機能を重視し、極力告知義務の法理に則り、告知事項およびその違反の効果を定めた約款規定に沿った解決を強調しようとする傾向がある。しかし、それら学説における議論の元となる裁判例は、それぞれ異なる個別具体的な事情がある。従って、諸裁判例における個別具体的事情の検討・分析なくして、一般論として、一律にそれら要件の当否を論ずることはできない。そこで以下では、解除要件と結論との相関関係の有無および各要件を満たす認定事実の分析を行うこととする。

#### 四 裁判例の分析

##### 1 裁判例の分類および要件の分布

裁判例の解除要件について、告知事項の「故意・重過失」要件のほかに、さらに要件を加重するか否か、および加重要件（不正取得目的の有無）の立証責任を保険者に課すか、保険契約者側に課すかの基準で、上記裁判例を前述の第一類型から第三類型に分類し、さらに結論として契約の解除を認めた事例、認めなかった事例がそれぞれの類型に属するかについて整理した。ただし、同一の事例でも、一部請求を認容し、一部棄却という事例<sup>(28)</sup>（②、⑩、⑬）もある。

要件構成について一般論で言えば、第一、第三類型は相対的に言えば、保険者側に有利、第二類型は保険契約者側に有利であるといえようが、結論との相関関係から見ると、解除を認めた事例については、第一類型に属する事例が四例<sup>(29)</sup>（②、③、⑪、⑫）、第二類型に属する事例が五例（⑦、⑨、⑩の一部、⑬の通知義務違反部分、⑮、⑯の一部）、第三類型に属する事例が四例（⑥、⑬の告知義務違反部分、⑭、⑰）と満遍なく分かれ、類型との相関関係はあまりないようにも思える。一方、契約解除を認めなかった事例のうち九例（①、④、⑤、⑧、⑩の一部、⑬の大部分、⑱、⑲、⑳）は第二類型に集中（その他、②通知義務違反部分は第一類型）しており、一見、保険契約者側に有利な結論が出たようにも見られるが、それぞれ事例を個別に眺めるならば、①は、契約締結が重複した経緯が保険契約者の事務員のミスによるものであることが認定され、モラルリスクがないのが明らかな事例であり、四例<sup>(30)</sup>（⑧、⑱、⑲、⑳<sup>(31)</sup>）はそもそも不告知・不通知についての「故意・重過失」が認められないか、あるいは疑わしいと判断されたものである。また、④は加重要件（保険制度悪用の意図）について保険者側の主張立証がないから、⑤は保険金額が日常的な内容であることから加重要件（社会通念上、公正かつ妥当な理由）を満たさない、

として解約解除を認めなかったものであるが、いずれもその後、控訴審(⑥、⑨)で解約解除を認めたものであり、つまるところ事実認定の違いに基づくものであると解される。その他⑩は事故の発生が疑わしいとされたものであり、⑬は解除の要件が、「申込時点での契約締結拒絶の可能性」というかなり特殊な事例であり、しかも通知義務については、さらに保険請求に不正請求の疑いがあることや不通知に著しい信義則違反があることを要求しており、それらが認められないことを理由として多くの契約を解除不可とし、時期的に最後に締結された契約のみ解除を認めている。しかし、これに対しては、(重複保険九件中)「二件(ただし、うち一件は既往症の告知義務違反なので、他保険契約の告知義務違反は厳密には一件(筆者注)のみモラルリスクの保険契約で、同じ重複保険でありながら残りの七件はモラルリスクでないというのは明らかにおかしい」という指摘があるほか、このような要件の立て方は「むしろ立法論であって、現行約款の解釈の域を超えているように感じられる」という見解<sup>(34)</sup>や、「総合的な判断の参考にはなるが、保険者の内部基準にすぎず、疑問である<sup>(35)</sup>」とする等、批判が多い。こうしてみると、他保険契約の告知・通知義務違反について解除が否定されたこれまでの事例を見ると、保険者に加重要件の立証責任が課されたことで、ことさら保険者側に不利に働いた傾向はうかがわれないように思われる。

## 2 「故意・重過失」要件の認定に関する事実

次に、各要件を認定する事実について分析する。まず、告知事項に関する「故意・重過失」の認定についてであるが、ほとんどの事例で、申込書に告知欄が明記されており、容易に気付くこと、冊子に約款をよく読むよう注意を促していることや、保険会社の担当者が契約申込の際に質問していること<sup>(36)</sup>(②、③、⑤、⑦、⑨、⑫、⑬、⑭、⑯、⑰)、これまでの保険契約加入等の経歴から他保険加入の事実が告知事項に当たるとは当然に知っていたこと(②、⑫、⑬、⑮)、過大な重複保険に加入しており、重複保険の存在について知らなかったとは考えら

れないこと(⑦、⑬)、以前保険業務に従事していた等の理由により、保険業務に通じており、引受制限や重複保険が審査対象になることを知悉していたこと(⑥、⑩、⑫、⑭)というような事実を挙げて、「故意・重過失」の認否をしている。しかし、中には、重複契約締結が時間的に近接していること(⑨、⑰)、執拗に契約締結を迫ったこと(⑤、⑨)、保険代理店に自ら飛び込みで契約をしていること(⑨、⑬、⑰)、事故後の説明における不審な言動(⑰)といったような、契約締結時における保険契約者等の不審な態様や、後に見る加重要件の認定事実として拾うべきような理由も散見される。ところで、第一類型を支持する論者の中には、「故意・重過失」要件を厳格に解して、モラルリスクに抵触するような事例のみ解除を認める、すなわち、モラルリスクの存在が認められるような事実も併せてはじめて、「故意・重過失」を認定すればよい、という見解があったが、実際には、第一類型に属する、解除を認めた事例においては、そのような厳格な解釈は見られない。というのも、これらの事例は、事故に偶然性が認められない(②、⑫)、あるいは事故と入院加療との間に因果関係なし(③)といった事例で、他保険契約の告知・通知義務違反以外の争点において、ほぼ契約解除又は保険者の免責の結論が認められるような事例ばかりであり、見方を変えれば、このような事例では、保険契約者側の保護の必要性が薄いゆえに、他保険契約の不告知、不通知については、あえて「故意・重過失」要件を厳格に解したり、加重要件を課したりする必要がなかった、ということなのかもしれない。むしろ、第二類型に属する事例(⑦、⑨)において、下記加重要件を認定する事実と重複する形で、「故意・重過失」要件も認定していることが認められる。

### 3 加重要件の認定に関する事実

加重要件については、保険契約加入の合理的な動機・必要性を疑わしめる(保険金の不正取得目的の存在があること等)ような間接事実として、契約加入・解約を繰り返したり、執拗に契約締結を迫ったりするなど契約締結

時の保険契約者らの行動に不審な点があること(⑥、⑨、⑬)、保険金受取人・被保険者等の人選につき、不審な点があること(⑬)(短期間に) 過大な保険金額に加入していること(⑥、⑦、⑨、⑮、⑰)、保険代理店に自ら飛び込みで契約をしていること(⑥、⑦、⑭)、事故発生後の説明において、虚偽の事実の供述、事実の隠蔽など(⑦、⑨、⑭、⑮)<sup>39)</sup>、保険契約者らの経済状況(⑦、⑬、⑮)、保険事故発生状況に不審な点があること(⑩、⑬)、過去の保険金の取得歴が多いこと(⑭、⑮)、受傷と入院の因果関係がないこと(⑮) 保険者が重複保険の存在を知っていたならば、当該保険の加入を拒否したであろうと考えられる場合(⑯) 等が認められる。第二類型に属する事例では、上記のような道德的危険の存在を推認するような事実を複数(おおむね三点以上) 挙げて、手堅く加重要件を認定している。

一方、第三類型に属する事例であるが、保険者側が「保険の濫用目的」や「告知義務を設けた趣旨に抵触する」旨の疑念、すなわち、保険金取得目的等を疑わしめるような証拠を挙げるのに対して、保険契約者側がそれに反駁する主張をする、という形で判断している。そしてこの第三類型に属する事例では、双方の主張の中で、この保険契約者側による右の「疑念」を払拭する反証・説明が十分になされていない(特に⑬、⑭) という理由で契約解除が肯定されている。従って、第三類型においても、結局保険者側は告知事項およびその違反の効果についての故意・重過失の立証のみならず、故意の事故招致や保険金取得目的等が推認されるような事実を最低限、「疑い」として提示しておかなければならないとすれば、<sup>40)</sup> 加重要件の立証責任の点で異なるとされる第二類型と大差ないのではないかと思われる。

#### 4 小 括

上記裁判例を概観するならば、さまざまな要件があるものの、実際には一部例外を除き、ほとんどの裁判例が、

解除権行使が正当化されるような、保険者側の挙げる不正取得目的、保険の濫用目的等を裏付ける具体的事実の集積によって解除の可否を決している。すなわち、上記三類型の中で言えば、ほぼ第二類型の考え方に集約されることになる。また、学説でも「故意・重過失」の要件の認定を厳格化あるいは柔軟化したり(例として、「故意・重過失」の対象を単に告知・通知事項であることの認識のほか、その違反の効果についての認識を求める(上記事例⑮)など)、あるいは不正取得目的の立証の程度を緩和するなどすれば、要件の立てかたによる差、加重要件の立証責任の転換による差はそれほどないとも考えられる。そうだとすると、学説における各類型の比較論も実は、約款での他保険契約の告知・通知義務なるものが有効であることを前提としたうえで、モラルリスクの存在が推認される認定事実を、どのような要件として当てはめて説明すれば、告知義務の法理に沿った形で明快に説明できるか——具体的に言えば、第二類型では、告知義務の法理からは遠ざかってしまったため、いかに告知義務の法理に近い形で説明するか——という形式的な問題であり、実質的にはこれら要件類型を比較して優劣を論ずる実益が果たしてどれほどあるのか、という疑問も生じうるのである。

さらに言えば、そもそも保険者が他保険加入の事実の告知を保険契約者等に要求するのはモラルリスクの排除にあるところ、他保険加入の事実、あくまでもモラルリスクの存在を示す一徴憑に過ぎず、裁判例においてもモラルリスクの存在を認定あるいは推認するためには、その他の徴憑を必要とし、他保険加入の事実はその一つとして埋没していること、そしてそれら徴憑の集積の意味するところ——解除の可否を決する理由付け——を、不正取得目的や保険の濫用目的の有無の問題——契約当事者間の衡平の問題——として問うているところからすると、もはや他保険契約を契機とする不告知の問題は、形式上は告知義務の形を借りて解釈しようとしてはいるものの、実質的には告知義務の法理の問題ではなく、商法上の法理でいうならば、たとえば生命保険に見られるようないわゆる特別解約権の法理や、究極的には、信義則や権利の濫用といった一般則の問題として検討される

べきであるように思われる。そうだとすると、もはや告知義務の問題として問いえないのであれば、他保険契約の告知義務およびその違反の際の効果を定めた約款の効力も無効ということになるのではないかと思われる。<sup>(43)</sup> 以上のような、改正前商法における検討をふまえ、次に、保険法における他保険契約の不告知・不通知を契機とする契約解除をめぐる議論について検討する。ここで問題となるのは、右の特別解約権を明文化したものとも解される、「重大事由による特別解除権」と他保険の不告知・不通知の関連性をめぐる議論である。

## 五 保険法における「重大事由による解除」をめぐる議論

### 1 保険法制定時における議論および学説

まず、保険法における告知義務、危険の増加、モラルリスク関連の規定の条文編成について確認する。告知義務については、まず定義規定(保四、三七、六六条)のみを独立させて置き、これとは別に告知義務違反の効果(保二八、五五、八四条)を定める。さらに、危険の増加による解除(保二九、五六、八五条)、重大事由解除の規定(保三〇、五七、八六条)を置き、これらの三つの理由による効力をまとめて、告知義務違反・危険増加・重大事由による解除効(保三一、五九、八八条)の規定を置いている。

他保険契約の不告知・不通知による解除に関する立法時の議論であるが、法制審議会保険法部会では、「重大事由解除の規定、なかでも「その他当該保険者との信頼関係を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由」による解除の規定(保険法三〇、五七、八六条の各三号)に委ねることについての議論を中心に、保険契約の重複により、保険金額の合計額が著しく多額である場合に契約の解除を認める旨を明文化することの是非や保険事故発生前の契約解除の解釈について、かなり活発な議論が交わされた。

他保険契約の告知義務違反による解除の明文化を望む意見は、主として保険事故発生前にいわゆる「事前的予防」(モニタリング)を行い、危険な契約を排除するためには、明文の規定が必要である、といったものであった。反対に、これに消極的な意見としては、損害保険契約においては、重複保険の規律などがある以上、契約が重複しているだけで解除を認めるための規律を設けるのは相当でない、とか、実際には巨額な契約を保険会社が承知で引き受けていることもあり、単に金額が巨額であることだけでは保険者との信頼関係を損ねているとまでは言えないことから、保険制度の悪用とか、利得の意思とかいった追加要素が必要、といったような意見が出された。<sup>(44)</sup>すなわち、明文化を肯定する立場は、特に保険事故発生前の事前的な処理を容易にすることをにらんで、明文化を否定する立場は、保険事故発生後に解除する場合に、他保険加入の事実だけで契約解除を肯定されることにより、保険契約者等の保護に欠けることとなることへの危惧から、それぞれ主張し、対立した。結局、その後の議論では、保険者の免責を伴わない契約解除については、「他の保険契約が「危険に関する重要な事項」にあたる程度に存在している場合には、保険者は、危険に関する告知の規律によって契約の解除をすることができるもの」とし、契約解除前に発生した保険事故についての保険者の免責(保険者の免責を伴う契約の解除)については、「重大事由による解除の規律にゆだねるものとする」<sup>(45)</sup>という形で、部会では一応議論は打ち切られたが、解除理由として、「他保険の合計金額が著しく多額であること」という文言を明示的に列挙することは見送られた。

右のような議論を敷衍するような形で、保険法における解釈論を展開する学説もある。洲崎博史教授は、保険者が保険契約の累積状況によって契約の引受を判断している場合には、他保険契約の存在が損害(保険事故)の発生の可能性(「危険」)に関する「重要な事項」にあたり、よって、当該事項は保険法四、三七、六六条にいう告知事項にあたるとする。そして保険契約者・被保険者が故意・重過失により告知事項について不告知・不実告知をした場合には保険法二八、五五、八四条各一項に基づき、保険契約を解除することができ、その解除の効果

は保険法三一、五九、八八条各一項に従うことになる。ただし、これには、いわゆる因果関係不存在の法則（保三一、五九、八八条各二項一号）も適用されることになるから、保険事故発生後に解除がなされた場合には、保者は保険金を支払わざるを得ないことになり、しかも、片面的強行規定とされていることから、約款によつても特則を設けられない。ただし、保険事故発生後の保険契約解除（および保険金支払の拒絶）については、保険者の保険契約者らに対する信頼を損ない、当該保険契約の存続を困難とする重大な事由に該当する場合（保三〇、五七、八六条各三号）には、保険者はこれを理由として保険契約を解除できることとする。<sup>46</sup>

次に、他保険契約の通知義務については、同義務を契約締結後の道德的危険の増加に対処する制度であると解した上で、保険法は危険増加のうち保険者の引受範囲内の危険増加について規律するにとどめ、保険者の引受範囲外の危険増加は規定を設けていないことから、本来ならば契約自由の原則にゆだねられるが、どこまで危険が増加すれば「引受範囲外」になるかが明らかにされていない（他保険契約の累積額が〇〇万円以上になれば「引受範囲外」になる旨を保険者が明示することは実際的ではないであろう）から、これを「引受範囲内」の危険増加とみなして、保険法二九、五六、八五条、および同三一、五九、八八条各二項二号のルールが適用されるべきであるとする。事故発生後の解除については、告知義務の場合と同様、「重大事由」による解除の規律に委ね、その要件を満たすときは、保険者は契約を解除できることとする。<sup>47</sup>確かにこのように、他保険契約の不告知・不通知による解除を告知義務（および危険の増加）の法理としてとらえる見解（仮に「告知義務説」と呼称する）によれば、他保険契約の告知義務・通知義務による解除の独自性が強調され、しかも道德的危険による保険金請求の排除の際に問題となる、いわゆる「因果関係不存在」の問題もクリアでき、その趣旨——事前的な保険者の危険選択の確保——が生かされるであろう。

ただ、保険法立法時の審議会の議論を見たところ、この「告知義務説」は、他保険契約の告知義務について独

立した条文あるいは例示による明文化を希望する賛成派と反対派の双方に配慮した、いわば「落としどころ」としての解釈であるように思われる。すなわち、他保険契約の告知義務の明文化はしない代わりに、事故発生前の解除の場面だけ「告知義務」の問題として解釈することによって、(他保険契約を「告知事項」として約款に記載しておけば) 事実上は、明文化したのと同様の効果——保険者の引受基準を超過する程度に累積した他保険契約の不告知・不通知という事実をもって解除——をもたらそうとしたものである。しかし、このような解釈は、モラルリスク防止の必要があつて定款や申込書に記載したのであるから、他保険契約の告知事項は告知義務として有効である、という前提に立っているにすぎず、その意味では、そもそも道德的危険もまた告知義務上の「重要な危険」に含まれるのか否か、という問題を棚上げにしたままであるから、保険法においても別の解釈の余地は依然として残っているのである。以下では、この「告知義務説」の問題点を検討する。

## 2 「告知義務説」の問題点

第一に、この「告知義務説」が、保険者の「引受基準」を超えるような程度に他保険契約に加入したとき、不告知の場合にのみ、保険者に解除権が発生する、という趣旨<sup>(48)</sup>だとすれば、その保険者の「引受基準」が明示されない限り、(モラルリスクに関する) 危険測定のための重要な事実が明らかにされていないということの意味<sup>(49)</sup>、保険者と保険契約者らとの間の衡平を失うのではないか、という疑問が出てくる。もつともこれに対しては、例えば、生命保険契約の告知において、血圧が健常者よりも高いことおよびその事実が告知事項であることとしていれば足り、具体的にどの数値以上であれば引受判断に影響を及ぼすかまで知っている必要はないのと同様であるから、引受基準が明らかにされていないとしても、重要な事実が明らかにされていないことにはならない、との反論もあるが、その保険者の「引受基準」とは、血圧の数値とは異なり、実際にはかなり個別に、契約の

相手ごとに属人的に判断されているとも考えられることから、明らかにされていないどころか、そのような一貫性、客観的安定性を欠く基準ひとつをもって契約解除の可否が決せられるとするのには、やはり疑問が残る。また、もし、契約解除の可否をめぐって保険契約者等との間に争いが起こった場合には、保険者は契約解除が妥当であることを証明するため、保険者は引受基準を明らかにしなければならないことにもなるが、それはいわば「手の内」を明かすことにもなり、問題であろう。<sup>(52)</sup>

第二に、保険事故発生前の不告知による解除については保険法上の告知義務違反に則って解除する（要するに「真正の」告知義務である）としながら、事故発生後の解除の場合には別の規定を用いることについての根拠が不明である。このように保険事故発生前の解除と発生後の解除とを分けざるを得ないのは、ひとえに、この問題を告知義務の問題としてとらえた場合、保険事故発生後の解除においては、因果関係不存在の特則がネックとなっているからであろうが、もし上記解釈が、因果関係不存在の問題をクリアするために事故発生前と発生後で解除の根拠法規を分けたとするならば、解釈として技巧的に過ぎるように思われる。

第三に、他保険契約の不通知については、改正前商法のときから、道徳的危険の増加が商法六五六条にいう「危険の増加」に含まれる、とする見解<sup>(53)</sup>もあるものの、不通知の保険事故発生前の解除の根拠として適用される、危険増加による解除の規定（保二九、五六、八五条）には、「危険増加」を、「告知事項についての危険が高くなり、……保険契約で定められている保険料が当該保険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になること」と、明文で定義している。超過した引受基準が、保険料算定の基礎とは直接関連性のない（保険契約あるいは保険金額の累積により保険料を算定しているとは考えがたい）のは明らかであるから、不通知による解除を、同条を根拠として認めるのには無理があるように思われる。

思うに、上記「告知義務説」は、「事前的な危険の排除」を強調するあまり、誤謬を犯しているように思われ

る。すなわち、契約締結時に他保険の加入状況を聞き、不正取得の意図を持つかもしれない申込者を拒絶することとは、契約自由の原則により保険者の自由な判断に委ねられるから、契約申込に対する諾否を、保険者の内部的な引受基準で決しても、あるいはそれをまったく属人的に決しても、なんら問題はない。しかし、いったん契約が締結されたならば、それ相応の理由がない限り、解除は難しいはずである。従って、契約締結時の、申込に対する保険者の諾否の基準と契約締結後、事故発生前の解除の要件とを単純に同一視するのは、たとえば保険者が引受基準を超える保険契約あるいは保険金額の累積という事情を聞かされていなかったとしても、<sup>(54)</sup>妥当ではない。たとえば、同じくモラルリスク対策の規定である「故意の事故招致」と「重大事由による解除」の規定を比較すると、前者は、不正取得目的等は問わない代わりに、その効果は保険者の免責であるから、契約は解除されず、継続していることになる。これに対して、後者は保険金取得目的、詐欺的請求あるいはこれと同視するような、保険者の信頼関係を破壊するその他の事由が存在するときに保険者は解除可となる。すなわち、保険金の不正取得目的等が疑われるようなとき、その悪質性——それを証明するような事実の集積——にかんがみ、契約解除という強い効果を生ずる、ということになるが、このとき、「契約解除」という効果の側面から見れば、「告知義務説」が説く、(契約締結後) 保険事故発生前と発生後とで、要件が大きく異なる——前者は故意・重過失による不告知および「引受基準の超過」、後者は信頼関係を破壊することを証明するような諸事実の集積——というのはいったいいかなる理由に基づくものであろうか。確かに、保険事故発生前における契約解除の場合は、保険事故が起きていない以上、「不正取得目的」等、道徳的危険の立証は困難であることから、他保険契約の不告知(および「引受基準の超過」という事実のみをもって解除が認められれば、保険者にとっては簡便であることは言うまでもない。また、そのような場合、解除の要件を緩和したとしても、保険契約者等は、期待していた保険保護(保険金の受給)を受けられないという問題は生ぜず、保険契約者はより高い引受限度を設定している保険者

と契約を締結すればよいから、保険者にはとりたてて不利益は生じない、という反論<sup>(55)</sup>もある。しかし、「本来の」告知義務違反の場合は、不告知・不実告知によって、保険者は保険料率に見合わない危険を負担していることになるが、保険者はその債務（危険負担債務）を保険事故発生前からすでに負担させられているのであり、そのような状態を回避するために、保険者の契約解除が認められるのである。これに対し、モラルリスクとは、保険契約者等の主體的な意図によって引き起こされるものであるから、ほんらい保険事故が発生して初めて危険が顕在化するものである。よって、保険事故発生前に道徳的危険の潜在的な「恐れ」があるという理由で、保険契約を解除するというのであれば、故意・重過失による他保険契約の不告知・不通知や「引受基準の超過」以上に、契約解除に値する相応の理由を必要とするのではないかと考えられる。加えて、先に検討した改正前商法における一連の裁判例の状況や、生命保険において約款上定められている契約の累積による特別解除においても、それを認めるための要件として実際には、「過大な保険の累積」という要件のほか、その他不正取得を疑わせる徴憑を必要としていること等も併せ考慮するならば、その解除の要件は、保険事故発生後における解除の場合と同様、契約当事者間の衡平上、契約解除が当然に認められるような場合ということになり、それは具体的には、たとえ契約締結時の保険契約者等の不審な態様や過去の異常な保険金需給歴、不必要な保険加入等、諸事実の集積によって立証される、ということになろう。そして、この保険者の解除権行使の根拠は告知義務の法理ではなく、究極的には信義則等、一般原則のうちに求められるべきであり、具体的には「契約解除が正当化されるような契約当事者間の信頼関係の破綻」にあたる場合に契約解除が認められることになろう。このような考え方に対しては、保険者の立証の負担が増す、あるいは解除の要件が抽象化する、といった批判もありえよう。しかし、そもそもモラルリスクというものが保険契約者等の内心にかかる問題である以上、その立証が困難であるのは、故意の事故招致の立証の困難さにも見られるように、ある意味で当然である。また、その立証責任であるが、個々の

局面においては、保険契約者側が他保険加入の事実をはじめ、契約締結あるいは契約解除の可否に影響を及ぼす諸事実・情報を握っていることは確かであるが、モラルリスクが顕在化したときに、いかなる事実をもって、あるいはどの程度の事実の集積によつて、それを立証すればよいかについては、保険者側のほうがはるかに情報・ノウハウを有していることは間違いないであろうから、契約当事者間の衡平を考慮するならば、立証責任もまた保険者に課せられるのもやむをえないというべきであろう。

## 六 おわりに

以上の検討から私見を整理すると、これまで他保険契約の告知・通知義務違反として解除の要件等について検討されてきたモラルリスク排除のフォーミュラは、保険法では保険事故発生前と保険事故発生後とで分けず、両者とも諸事実の積み重ねにより、保険者の信頼を損なう「重大な事由」が認められる場合——不正取得目的、保険の濫用目的の存在や詐欺的請求等の強い疑いを証明した場合——に「重大事由による解除」として、認められるべきである。また、不正取得目的や保険の濫用目的等の有無は、基本的に保険者が立証するのが妥当である。右のような立場に立つならば、保険契約の際に保険契約者等に対して求められる他保険契約の告知・通知事項は、仮にそれに違反したとしても、それ自体で直ちに解除という効果を導き出せない以上、保険者にとつて契約締結の適否を判断する情報を収集するための単なる注意的事項としては機能しえても、保険法にいう「告知義務」における告知事項とは言えない。従つて、かかる約款規定の効力は制限的解釈によつて有効と解するのではなく、無効と解される。また、「告知」と「通知」との間で要件に差を設けるか——「通知」のほうをより厳格に解するか——という問題についてであるが、一般に他保険契約の存在につき「告知」を求めるよりも、「通知」を求

めるほうが、保険契約者側にとつて負担であるとし、不通知による解除権行使の要件を不告知による場合よりもさらに厳格にするという見解<sup>(57)</sup>および裁判例(同じ事実関係でも「悪意・重過失」を認めなかったものとして②、加重要件の立証責任が告知義務と異なるものとして⑬、告知義務よりさらに要件を加重しているものとして⑭)もあるが、不正取得目的等による解除としてとらえるならば、当該保険契約締結が他保険より後(告知)か先か(通知)により、不正取得目的等に差があるわけではないから、両者の要件や立証責任に差を設ける必要はないと考える。

以上、本稿では他保険契約の不告知・不通知による解除を、これまでの裁判例の分析を通して、告知義務の法理に基づいて解釈することへの批判的検討を試みたが、さらにこの問題を解明するには、やはり告知義務や危険の増加にいう「危険」に「道德的危険」が含まれるのか否かという問題や、重大事由による特別解除権の法的根拠等についての更なる理論的な検討が必要である。これについては今後の課題としたい。

(1) 例えば、傷害保険の場合、傷害保険普通保険約款では、告知義務につき、一一条一項にて告知事項の不告知による保険契約の解除権発生の規定を置き、同条四項で不告知・不実告知の事実が危険測定に関係のないものであった場合には、例外的に一項の適用を除外する一方、そのまた例外として、他保険契約の不告知については危険測定に関係なくとも一項の適用がある(保険契約の解除権発生)旨規定している。なお、解除に遡及効はない(二二条)が、保険金の支払については傷害発生後の解除であっても発生しない(一一条五項)。通知義務については、一三条で他保険契約締結あるいは加入の事実をしたときの通知義務を規定し、さらに二〇条一項で、保険会社が不通知の他保険契約の事実を知った場合に保険会社に保険契約の解除権が発生する旨が規定されている。また、損害保険(火災保険)でも、告知義務については、火災保険普通保険約款七条一項、三項、四項で、通知義務については、八条一項、三項に右記と同趣旨の規定が置かれている。すなわち、これら約款では、他保険契約に関する不告知・不通知については、危険測定に関係のない場合にあっては保険者には解除権が発生し、保険金債務も発生しない、と規定している。

(2) 岡野敬次郎「商行為及保険法」(有斐閣・昭和三年)四一五頁、田中耕太郎「保険の社會性と團體性」『商法学特

- 殊問題中」(春秋社・昭和三年) 一六六頁、田中誠二「新版保険法(全訂版)」(千倉書房・昭和六二年) 一七〇頁、野津務「新保険契約法論」(中央大学生協出版局・昭和四〇年) 二二一頁以下。
- (3) 石田満「保険契約法の基本問題」(一粒社・昭和五二年) 一七一頁以下。
- (4) 大森忠夫「保険法(補訂版)」(昭和六〇年・有斐閣) 一二〇頁。
- (5) 倉澤康一郎「保険契約の法理」(慶應通信・昭和五〇年) 二六八頁、西島梅治「保険法(第三版)」(悠々社・平成一〇年) 四一頁。
- (6) 倉澤康一郎「保険契約法の現代的課題」(成文堂・昭和五三年) 三九頁、来住野究(事例①の)「判批」法学研究 六六卷七号(平成五年) 一一二頁、宮島司(事例⑤の)「判批」法学研究七〇巻七号(平成九年) 一三四頁、高田晴仁(事例⑨の)「判批」法学研究七一巻六号(平成一〇年) 九一頁以下。
- (7) その他、他保険契約を告知事項とする目的は、イ)複数の保険契約を締結することにより、保険金額の総計が保険価額を超過する場合には、他の保険者と損害填補を分担することになるから、被保険者が各保険者に自己の負担額を超えて保険金を支払うことを予防できること、ロ)自己の保険契約の内容の決定と契約締結後の契約関係の処理につき、他保険契約を参考にできること、ハ)保険事故が発生した場合、損害の調査・責任の有無・範囲の決定を他の保険者と共同して行うことができること(中西正明「重複保険の告知」別冊ジュリスト保険判例百選四七頁(昭和四一年))等が挙げられているが、ロ、ハ)についてはもっぱら保険者の事務処理上の便宜の問題についてであり、また、イ)は、損害填補として保険金を給付する損害保険には当てはまるであろうが、傷害保険等のように定額保険である場合には該当しないから、主たる目的としては、やはりモラルリスク対策に絞られることとなろう。
- (8) 山本忠弘「他保険契約の告知(通知)」と商法六四四条、六七八条の告知義務について」名城大学創立四〇周年記念論文集法学篇(平成二年) 四三七頁。
- (9) 中西正明「傷害保険および他の人保険における他の保険契約の告知について」大阪大学法学部三十周年記念論文集『法と政治の現代的課題』(昭和五七年) 一八八頁以下、笹本幸祐「他保険契約の告知・通知義務の再検討」関西大学法学論集四四巻三号(平成六年) 二五八頁、鈴木辰紀「傷害保険における重複保険の不通知と契約解除の対抗力」『損害保険論集・創立六〇周年記念』(平成六年) 八〇九頁、山下友信「保険法」(有斐閣・平成一七年) 三二五

頁。なお、この立場に立った場合、いわゆる因果関係不存在の原則がかかり、他保険契約加入の事実と事故発生とは因果関係がないことから、事故発生後に告知義務違反を理由として契約解除をしても、保険者は保険金支払を免れないことになる（商法六四五条二項但書）が、約款にて同原則は排除される、あるいは、不正請求の意図と保険金請求の間に商法六四五条二項を類推適用し、保険契約者が、保険金請求が不正取得目的でないことを証明できないときは、保険者は保険金支払義務を免れる、とする。中西正明（事例⑨の）「判批」判例評論四三二一（平成七年）一五〇頁。

(10) 大審院明治四〇年一〇月四日判決（民録一三輯九三九頁）。

(11) なお、通知義務に関する約款条項には「故意・重過失」要件が明記されていないが、一般に告知義務との均衡上、同要件を必要とする、と説かれている。笹本・前掲注(9)、一五〇頁、山下友信「他保険契約の告知義務・通知義務」『現代の生命・傷害保険法』（弘文堂・平成一年）二二三頁（初出・文研論集一〇〇号（平成四年）一六五頁以下）、洲崎博史「他保険契約の告知義務・通知義務」『民商法雑誌』一四卷四・五号（平成八年）六五三頁等。

(12) 今回取り上げた事例①～②のうち、損害保険は①（車両保険）、⑦、⑧（火災保険）である。

(13) この保険契約者等の主観的要件であるが、論者によつては「悪意・重過失」という言葉を使っていることもあるが、約款および保険法では「故意・重過失」を用い、これは商法六七八条でいう「悪意・重過失」と同じ意味であることと解される（中西正明「傷害保険契約における他保険契約の告知義務」『保険契約の告知義務』（有斐閣・平成五年）二五一頁（初出・大阪学院大学法学研究二一巻一・二号（平成七年）四七頁以下））ことから、本稿では原則として、「故意・重過失」の表現を用いることとする。

(14) 事例⑪は、判決理由中に解除の要件が明らかにされていないが、「故意又は重過失により」不告知・不実告知があった場合には、保険者は契約を解除できる旨の約款条項が争いのない事実として認められているので、この判決では「故意・重過失」要件も暗黙のうちに含まれ、これを不要とするものと判示したものとは思えない（佐野・後掲注(18)、一六頁）。

(15) 事例⑬の通知義務については、「（通知義務の趣旨に照らし、）その解除権の行使が権利の濫用にわたるものではないことを保険者において主張立証した場合に限り許されると解するのが相当である」とする。

(16) 裁判所HPの判例検索システムに掲載されている。http://www.courts.go.jp

- (17) 鈴木辰・前掲注(9)、八一六頁。
- (18) 佐野誠「傷害保険における他保険契約の告知・通知義務」損害保険研究六六巻一号(平成一六年)二二頁、金玲「傷害保険における他保険契約の告知義務・通知義務」関西大学大学院法学ジャーナル八〇号(平成一九年)二〇四頁。
- (19) 田辺康平(事例①の)「判批」判例評論三三二号(昭和六一年)六四頁、出口正義「重複保険の告知・通知義務違反―傷害保険を中心として―」損害保険研究五四巻二号(平成四年)五八頁、佐野・前掲注(18)、二一頁以下、石田満「他保険契約の告知・通告義務」『保険契約法の論理と現実』(有斐閣・平成七年)七九頁(初出・上智大学法学論集二八巻一、二、三号(昭和六〇年)三七頁)。
- (20) 西島梅治(事例③の)「判批」判例タイムズ七三三四号(平成二年)五三頁、吉村信明(事例③の)「判批」西南学院大学法学論集二三巻四号(平成三年)一三五頁。
- (21) 藤田友敬(事例①の)「判批」ジュリスト九三九号(平成元年)一九三頁では、告知義務違反があれば、一応保険者は契約解除しうるが、保険契約者の側で不法な目的の不存在を証明すれば保険金の支払を拒めないとするなどした上で、告知しなかったことについて、告知しなかったことについての保険契約者の「故意又は重過失」を厳格に解する等という形で保険契約者の保護を図るほうがよい、と制限の仕方の緩和を図るべきであるとす。洲崎・前掲注(11)、「他保険契約の告知義務・通知義務」六五三頁、松井秀征(事例⑨の)「判批」ジュリスト一一一四号(平成九年)一二六頁、栗田和彦(事例⑯の)「判批」別冊法律時報・私法判例リマックス29(二〇〇四年下)(平成一六年)一〇六頁、山本哲生(事例⑤の)「判批」ジュリスト一〇四五号(平成六年)一三〇頁。
- (22) 藤田友敬、前掲注(21)、一九三頁。
- (23) 洲崎、前掲注(11)、「他保険契約の告知義務・通知義務」六五九頁。
- (24) 吉川栄一(事例⑩の)「判批」損害保険研究六〇巻二号(平成一〇年)一三九頁、同旨、金沢理「超過保険・重複保険」現代裁判法体系(二五)(新日本法規・平成一〇年)二二六頁。
- (25) 石原全(事例⑦、⑧の)「判批」判例評論四一八号(平成五年)五九頁。
- (26) 藤田・前掲注(21)、一九二頁、江頭憲治郎「商行為法(第五版)」(弘文堂・平成二二年)四三四頁注(4)。

(27) 中西・前掲注(9)、「傷害保険および他の人保険における他の保険契約の告知について」二〇六頁以下、洲崎・前掲注(11)、「他保険契約の告知義務・通知義務」六四八頁以下、山下・前掲注(11)、「他保険契約の告知義務・通知義務」二二六頁。

(28) なお、事例⑭は、判決上は一部請求認容しているが、認容部分の争点は事故の外來性・偶然性であるので、本稿では事例⑭を請求棄却した(保険者の契約解除を認めた)事例として扱う。

(29) 事例②は告知義務違反と通知義務違反による解除が問われたが、前者のみ解除を認め、後者については、「悪意・重過失」要件を満たさないとして、通知義務違反の解除を否定している。しかし、その理由は、それを認めるに足りる証拠がないとするだけで、詳しくは明らかにされていない。結論的には故意の事故招致を認定して原告の請求を棄却している。

(30) 事例⑧、⑱では他保険契約が告知事項であることの説明を怠った、あるいは保険代理店担当者が他保険加入の事実を知っていたり、加入の事実について別段確認を取らなかった事実認定がなされている。

(31) 事例⑳では、告知欄について他保険契約が告知事項であることの記載が不十分で、保険者にとって告知義務違反の点について認識・理解していないとの認定のみならず、保険金総額はやや高額であるものの、保険契約者(兼被保険者)の職業、資産、収入の状況に照らして特段不相応といえないこと、各保険契約が同人の死亡時と近接した時期に集中して締結されたものでもないこと、また、保険契約者は自らを被保険者とするものに限らず、配偶者の死亡、後遺障害、本人、配偶者の入院費についても交通傷害保険契約も締結していることなどの事情を考慮すると、保険契約者も締結していることなどの事情も併せ、不正な保険金取得目的はない、と認定している。

(32) 事例⑤、⑨について、高田・前掲注(6)、九四頁。なお、事例④、⑥については、一審(④判決)では、保険事故の疑いは強いが、結局故意の事故招致を否定した一方、保険契約者側に保険制度悪用の意図があることの主張立証がないとして、解除が否定されたが、二審(事例⑥)では、一審とほぼ同様の認定事実に加え、故意の事故招致を疑わせる事実の隠蔽等の新たな認定から、「保険を濫用する目的を有していた」との認定をし、「保険契約者側からのそれを覆す供述を採用することはできない」として解除を肯定している。

(33) 佐野・前掲注(18)、二二三頁注(59)。

- (34) 栗田・前掲注(21)、一〇五頁。
- (35) 磯野直文「判批」上智大学法学四七卷三号(平成一六年)一二七頁。その他、⑬判決についての判批は、出口正義・損害保険研究六六卷二号(平成一六年)二四五頁以下、甘利公人・ジュリスト一三〇〇号(平成一七年)一五三頁以下があるが、いずれも判旨に疑問あり、とする。
- (36) なお、事例⑱、⑲、⑳では、重複保険が告知・通知義務であることについて保険会社側の説明不足や、その旨が申込書記入欄や約款にわかりやすく記載されていなかったこと、あるいは告知欄に記入したのが保険代理店担当者であったことから、保険契約者が告知・通知義務の存在や効果について十分に認識し、理解していたとは言いがたいとして保険契約者の「故意・重過失」を否定している。
- (37) その他、事例⑪は特に要件を示さず、告知義務違反による解除を認めているが、この事例は同時に被保険者の同意がないことをもって無効とも解し、契約は無効か、解除によって消滅したと解している。
- (38) 事例⑨は、保険金額の累積は過大ではないが、短期間に集中加入していることを指摘する。
- (39) 事例⑮では、事故と入院治療の全てに因果関係があると認めることができず、既往症があるにもかかわらず、告知していないことが認定されている。
- (40) 中西・前掲注(13)「傷害保険契約における他保険契約の告知義務」、二六一頁。
- (41) 佐野、前掲注(18)、一八頁も「故意・重過失の認定を厳しくすれば、結果的に加重要件を認めたのと同じ効果が発生する」と説く。
- (42) 生命保険においては、保険契約者等による故意の事故招致や詐欺的請求等、継続的關係における契約当事者間の信賴關係が破壊されるような場合に保険者が契約を解約できる権利が理論上そして約款上、認められている(中西正明「生命保険契約の重大事由解除」大阪学院大学法学研究三四卷一号(平成一九年)七九頁以下)。また、山本哲生教授は、不正請求対策という観点から、契約締結後の事情も含めて、要件が不明確になったとしても、加重要件(不正請求の疑い)を課さざるを得ず、(不正請求対策として告知義務制度が合わないのであれば)告知義務の制度を利用することで、本来必要な契約解消の要件を実質的に緩和していくのは妥当でない、とし、保険における不正請求対策への、信賴關係破壊による契約解消(解約)の法理の援用可能性を示唆する。山本哲生「他保険契約の告知義務の

あり方」田村善之編『情報・秩序・ネットワーク』（北海道大学図書刊行会・平成二一年）七三～八〇、八五頁以下参照。

(43) なお、モラルリスクの排除という目的を同じくしていることから、通知義務の約款条項も告知義務と同様、その効力は無効と解されよう。

(44) 法制審議会保険法部会第一一回国議資料（会議用資料12）一七～二二頁、法制審議会保険法部会第一一回国議議事録三四～四五頁参照。なお、議事録、資料等は法務省のHPにて閲覧できる。http://www.moj.go.jp/SHINGI/hoken\_index.html

(45) 法制審議会保険法部会第一七回国議資料（会議用資料17）七～八頁、法制審議会保険部会第一七回国議事録三三三頁。なお、大串淳子『日本生命保険研究会編（大串淳子筆）「解説保険法」（弘文堂・平成二〇年）四五頁以下にも同趣旨の記述がある。

(46) 洲崎博史「保険法のもとでの他保険契約の告知義務・通知義務」中西正明先生喜寿記念論文集『保険法改正の論点』（法律文化社・平成二二年）九〇～九二頁。

(47) 洲崎・前掲注(46)「保険法のもとでの他保険契約の告知義務・通知義務」、九一～九二頁。

(48) 大串・前掲注(45)、四五頁。

(49) 河森計二「他保険契約の告知義務・通知義務に関する一考察」生命保険論集一五六号（平成一八年）二二五頁以下も、保険者の引受基準が一般に明らかでなければ保険契約者側に対する告知義務違反の制裁的效果の発動を正当化できないことになりかねない、とし、各保険者の引受基準はそのまま解除要件にならない、とする。

(50) 洲崎・前掲注(46)、「保険法のもとでの他保険契約の告知義務・通知義務」九八頁注(23)参照。

(51) 例えば、銀行が事業資金を貸し付けて、その銀行の関連の代理店が保険契約を締結しているような場合等、かなり巨額の契約であっても保険会社が承知で引き受けている場合もあるので、単に保険金額が巨額であるからだけではなく、その他保険契約を悪用しているとか、利得の意思がある等の、プラスアルファの要素を必要とするのではないか、との指摘もあった（法制審議会保険部会第一一回国議事録三六頁のコメント）。

(52) 引受基準のような情報はひとたび公表されれば悪用されるおそれも強く、公表しにくい事柄であることも認めざ

るを得ない。洲崎博史「人保険における累積原則とその制限に関する一考察」法学論叢一四〇巻五・六号（平成九年）二四四頁。

(53) 竹濱修「被保険者の道徳危険と危険の増加」近天法学三五卷一・二号（昭和六二年）一一五頁以下、笹本、前掲注（9）、二五九頁以下、山下、前掲注（9）、「保険法」五八六頁、河森、前掲注（49）、二二四頁。

(54) 山本（哲）・前掲注（42）、五七頁も同旨か。

(55) 洲崎・前掲注（46）、「保険法のもとでの他保険契約の告知義務・通知義務」九四頁。

(56) 岡田智司「定額保険契約の累積と不正受給目的の關係」文研論集一二〇号（平成九年）一九五～一九八頁参照。  
なお、同二一頁では、生命保険における他保険契約累積の解除は、不正受給目的を認定するに当たっては、①短期的に複数の保険会社と契約を締結していること、②保険契約者の収入と保険料とがアンバランスであること、③契約締結から保険事故発生までの期間が比較的短期間であること、④保険事故発生には不自然な点があることを総合的に勘案して判断する傾向がある、とする。同様の見解として、遠山優治「重大事由解除規定をめぐる判決例の動向と課題」生命保険経営六六卷一号（平成一〇年）一三八頁、中西・前掲注（42）「生命保険契約の重大事由解除」、一一七頁以下。

(57) 洲崎、前掲注（11）、「他保険契約の告知義務・通知義務」六六〇頁。なお、反対意見として、佐野・前掲注（18）、二四頁以下。